

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定 施術機関・助産機関届出事項一覧

指定施術機関または指定助産機関において次の事項に変更が生じた場合は、10日以内に届出が必要です。

届出を要する事項	指定申請書	誓約書	免許証写し	会員証明書	契約書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	処分届
<p>(1) 施術者または助産師が新たに指定を受ける場合</p> <p>※1 下記協定団体の会員である施術者については、会員証明書の提出が必要です。</p> <p>※2 下記協定団体の会員でない施術者については、契約書2部の提出が必要です。</p> <p>【協定団体】</p> <p>柔道整復師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 長崎県柔道整復師会 ・協同組合 日本柔整総研 <p>あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 長崎県鍼灸師会 ・一般社団法人 長崎県鍼灸マッサージ師会 ・長崎県あん摩マッサージ指圧師会 ・一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 	○	○	○	※1	※2						
<p>(2) 既に指定施術機関または指定助産機関である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者または助産師の氏名の変更 【施術所または助産所を開設している場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術所または助産所の名称変更 ・ 施術所または助産所の所在地の変更 【施術所または助産所を開設していない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者または助産師の住所の変更 ・ 勤務する施術所の名称変更★ ・ 勤務する施術所の所在地変更★ ・ 勤務する施術所の変更★ ・ 勤務する施術所の追加★ <p>※★印は厚生労働省令で定める変更事項ではありませんが、施術の給付の事務処理上、把握の必要がありますので届出をお願いします。</p>							○				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者または助産師が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・ 施術者または助産師が当該業務を中止した場合 <p>※3 廃止届には、指定通知書を添付してください。紛失した場合は、紛失届を提出してください。</p>						○					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者または助産師が自己の意志により当該業務を休止したとき 								○			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務を休止した施術者または助産師が当該業務を再開したとき 									○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施術機関または指定助産機関の指定を辞退しようとするとき <u>※辞退届を届け出た日から30日以上</u>の<u>予告期間が必要です。</u> 										○	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法による処分を受けた場合 											○